

カタールにおける仲裁と異議申立

2013年7月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae

كلايد و كو
CLYDE & CO

カタールにおける仲裁と異議申立

カタールにおいて仲裁は、1990年法第13号、民事および商事訴訟に関する法律（民事訴訟法）190-210条で成文化されています。これら条項は、拘束力のある仲裁協定の必要条件、仲裁人の任命および解任、執行停止請求権、仲裁裁定の発効時期、裁定に対する異議申立、仲裁人の費用など仲裁に関するさまざまな事柄について定めています。ここでは、同法の興味深い条項や、仲裁裁定に対する異議申立の選択肢について考察します。なお以下にあげる条項の抜粋は、同法の非公式の翻訳を引用したものです。

第190条は、「仲裁協定は、文書によってその効力が証明される。」と定めています。

つまり、仲裁に関する合意事項は、いかなるものも文書化されなければなりません。仲裁条項が含まれる協定や契約が正しく履行されなかった場合、仲裁条項が参照により契約本文に含まれる場合、あるいは紛争解決条項に“仲裁”という言葉が含まれていない場合など、この必要条件に関し、しばしば議論が生じます。

第192条は、カタール裁判所による訴訟手続停止について、次のように定めています。

「仲裁条件の一つとして、係争当事者は、紛争解決手段として、管轄権を有する裁判所に提訴する権利を放棄しなければならない。仲裁条項を含む契約の履行に関し紛争が生じ、一方の契約当事者が管轄裁判所に訴訟を提起した場合、他方の契約当事者は、訴訟の不承諾を訴え、仲裁を開始することができる。」

つまり、原則的に契約に仲裁条項が含まれているにもかかわらず、一方の契約当事者が誤って、あるいは故意に、裁判所に提訴した場合、他方の当事者は、仲裁条項を根拠に訴訟手続停止を要請することができます。

実際、裁判所は通常、この条項に則り適切な申請があった場合、訴訟手続を停止します。しかし、訴訟手続停止要請は、第1審において申請されなければならず、申請の無い場合、仲裁条項を根拠に法廷訴訟に対し異議を申したてる権利は失われるものとみなされます。

第197条は、次のように定めています。

「仲裁人は、係争当事者が期限の延長に合意しない限り、仲裁協定が定める期限内に裁定を下さなければならない。係争当事者が仲裁裁定の発効期限について特に指定しない

場合、仲裁人は、任命日から3カ月以内に裁定を下さなければならない。仲裁人が仲裁協定で規定された期限または上述の期限内に裁定を下さない場合、あるいは強制的な理由で裁定を下さない場合、係争当事者は、新たな期限を設ける、または紛争を解決する、または、ほかの仲裁人を任命することを目的に管轄裁判所に提訴することができる。」

本条項に基づき、地方裁判所は非常に広範な権限を有します。契約当事者間で合意された期限内、仲裁協定で規定された期限内または法で定められた期限内に仲裁裁定が下されない場合、裁判所は、仲裁裁定の期限の延長、紛争解決、あるいは新たな仲裁人の任命などを目的に介入することができます。

第204条は、裁定の執行に関し次のように定めています。

「仲裁人による裁定は、係争当事者の要求に基づき原文を提出した裁判所の裁判官により命令が下されない限り執行できない。裁判官は、裁定および仲裁協定を審査し、裁定の執行を許可できない理由がないことを確認した上で、執行命令を下さなければならない。執行令状は、仲裁裁定原文に添付することとする。執行命令を下す裁判官は、裁定の執行に関するすべての事柄に対し法管轄権を有することを条件とする。」

このように、地方裁判所は、国内外のあらゆる仲裁裁定に対し、その執行を承認する義務があります。

裁定に対する異議は、控訴あるいは裁定の無効申請によって申立てることができます。控訴に関し、民事訴訟法第205条は、控訴の許可には法廷判決と同じ規則が適用され、紛争に対し管轄権のある裁判所の事務官に承認を求めて仲裁裁定原文が提出された日から15日以内に、管轄控訴裁判所に提訴されなければならないと定めています。

しかし、第 205 条が規定する控訴権は、次のいずれかの場合には適用されません。
1) 仲裁裁定が「友誼的仲裁人 (amiables compositeurs)」によって下された場合、あるいは 2) 控訴権が明確に放棄された場合です。

友誼的仲裁人とは、適正法および法原則に基づく一方、任意の法原則の効果を修正する権限が与えられた仲裁人を意味します。仲裁人が係争当事者双方の合意のもと、友誼的仲裁人として裁定を下した場合、控訴によって裁定に異議を申立てることは認められません。

二つ目の例外に関し、仲裁協定・仲裁条項、あるいは契約当事者間で仲裁手続に適用される規則として合意された法規則により、控訴権の放棄が明確に合意されることは珍しくありません。例えば、2012年国際商業会議所の仲裁規則(ICC規則)の34(6)条は次のように定めています。

「いかなる裁定も係争当事者に対し拘束力を持つ。これら規則に基づき仲裁手続を開始することにより、係争当事者はいかなる裁定も遅滞なく履行する義務を負い、すべての訴求権を放棄するものとみなされる。」

当事者双方がICC規則または類似する法規則を仲裁の適用法とすることに合意した場合、当事者は、民事訴訟法第207条に従い仲裁裁定の無効を申立てることができます。

民事訴訟法第207条は、以下の条件に該当する場合、仲裁裁定の無効を申立てることができると定めています。

- (a) 裁定が、仲裁証書無しで下された、または無効な証書に基づき下された場合、あるいは期限を超えて下されたため無効となった場合、証書の適用範囲を超える場合、公の秩序や道徳に反する場合。
- (b) 裁定が[仲裁の主題と仲裁権を定める]第190条の3項、4項または5項、あるいは[仲裁人の資格および人数を定める]第193条の第1段落に違反する場合。
- (c) 裁定が、法的に任命されていない仲裁人によって、あるいは、不在の仲裁人がある場合に裁定を下す権限を持たない一部の仲裁人によって下された場合。
- (d) 裁定そのもの、あるいは裁定に影響する手続において深刻な不備があった場合。

手続上の不備は、深刻で裁定に影響を与えるものであった場合、裁定の無効の根拠になりえます。つまり、そのような不備は、裁定の有効性あるいは、裁定の存在そのものにまでおよび得るからです。

民事訴訟法第208条に従い、無効の申立ては、元の紛争に対し管轄権を有する裁判所に提訴しなければなりません。208条に基づくそのような申立てがあった場合、すべての執行手続を停止することができます。

民事訴訟法第209条は、裁定のすべて、または一部に関し、無効を申立てることができることを定めています。なお、上記の控訴手続と異なり、裁定無効の申立ての期限は特に設けられていません。しかし、仲裁裁定を裁判所の事務官に提出した日からできるだけ早急に申立てを行うのが賢明と思われれます。

本記事に関連する疑問、一般的な法に関するご質問は、Clyde & Co LLPの
Laura Warren (laura.warren@clydeco.com)または
巻田隆正 (takamasa.makita@clydeco.com) までお問い合わせください。